官庁報告

官庁事項

人事院公示第３号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年２月13日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、同法に基づき制定される人事院規則等（この公示の第２項各号に規定するものに限る。）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。	人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則９－１（非常勤職員の給与）、人事院規則９－５（給与簿）、人事院規則９－６（俸給の調整額）、人事院規則９－６－６（人事院規則９－６（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－７（俸給等の支給）、人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）、人事院規則９－８－８（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－14（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－18（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－40（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－57（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－68（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－90（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－94（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－15（宿日直手当）、人事院規則９－17（俸給の特別調整額）、人事院規則９－24（通勤手当）、人事院規則９－30（特殊勤務手当）、人事院規則９－34（初任給調整手当）、人事院規則９－40（期末手当及び勤勉手当）、人事院規則９－43（休日給）、人事院規則９－49（地域手当）、人事院規則９－49－57（人事院規則９－49（地域手当）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－54（住居手当）、人事院規則９－55（特地勤務手当等）、人事院規則９－55－154（人事院規則９－55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－80（扶養手当）、人事院規則９－82（俸給の半減）、人事院規則９－89（単身赴任手当）、人事院規則９－93（管理職員特別勤務手当）、人事院規則９－97（超過勤務手当）、人事院規則９－102（研究員調整手当）、人事院規則９－121（広域異動手当）、人事院規則９－122（専門スタッフ職調整手当）、人事院規則９－123（本府省業務調整手当）、人事院規則９－129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則９－30（特殊勤務手当）の特例）、人事院規則９－147（給与法附則第８項の規定による俸給月額）、人事院規則９－148（給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給）及び人事院規則９－151（在宅勤務等手当）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一～四の三　（略）	一～四の三　（略）
五　人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）に規定する次に掲げる事項	五　人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）に規定する次に掲げる事項
（削る）	⑴　第11条第３項の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。
⑴　（略）	（１の２）　（略）
（１の２）　第11条第５項第７号の規定に基づき、人事院が定めることとされている者について定めること。	（新設）